

公立大学法人福島県立医科大学動物実験規程

令和6年1月10日規程第53号
一部改正 令和6年4月1日規程第2号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 適用範囲（第4条）
- 第3章 組織（第5条）
- 第4章 動物実験委員会（第6条－第10条）
- 第5章 動物実験等の実施（第11条－13条）
- 第6章 実験動物の飼養及び保管（第14条－第23条）
- 第7章 施設等（第24条－第29条）
- 第8章 安全管理（第30条－第32条）
- 第9章 教育訓練（第33条）
- 第10章 自己点検・評価、検証（第34条）
- 第11章 情報公開（第35条）
- 第12章 違反時の対応（第36条）
- 第13章 補則（第37条－第39条）

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ公立大学法人福島県立医科大学（以下「本学」という。）における動物実験に関し遵守すべき事項を定め、科学的観点、動物愛護の観点及び生活環境保全の観点並びに動物実験に携わる者の安全確保の観点から、適正な動物実験の実施を図ることを目的として、学長の責務、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き、実験動物の飼養及び保管方法等、必要な事項を定めるものとする。

（基本原則）

第2条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与え

ない方法によってしなければならないことをいう。)、代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)及び使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。)の3R(Refinement、Replacement、Reduction)に基づき、適正に実施しなければならない。

- 2 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である5つの自由(飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由)を実践するよう努めるものとする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作(原則48時間以内の一時的保管を含む)を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬(は)虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む)をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 法令 法、飼養保管基準、その他動物実験等に関する法令をいう。
- (14) 指針等 基本指針及び環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年

総理府告示第 40 号) (以下「殺処分指針」という。) 並びにガイドラインをいう。

第 2 章 適用範囲

(適用範囲)

第 4 条 この規程は、本学において実験動物を科学上の利用に供する場合に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他の省の所管する動物実験に関する指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

第 3 章 組織

(学長の責務)

第 5 条 学長は、本学における適正な動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 施設等の整備
- (2) 動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握
- (3) 前号の結果に基づく改善措置
- (4) 施設等の設置及び廃止の承認
- (5) 動物実験等に係る安全管理
- (6) 教育訓練の実施
- (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
- (8) 外部の機関等による検証の実施
- (9) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置

2 学長は、動物実験計画の審査、実施状況及び実施結果に関する助言、施設等の調査、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、外部の機関等による検証の実施、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第 4 章に定める動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第 4 章 動物実験委員会

(委員会の役割)

第 6 条 委員会は、学長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が法令及び指針等並びに本規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。

- (5) 自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関する事。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要な事項に関する事。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、学長が次の各号に掲げる者から任命した委員により構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
動物実験に関係する医学部の教授又は准教授（実験動物研究施設に属する者を除く） 3名以上
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
実験動物研究施設長及び実験動物研究施設に所属する教員 若干名
 - (3) その他学識経験を有する者
 - ア 動物実験に関係しない医学部の教授又は准教授 若干名
 - イ 看護学部の教授又は准教授 若干名
 - ウ 保健科学部の教授又は准教授 若干名
 - (4) 事務局次長
 - (5) その他学長が特に必要と認めた者 若干名
- 2 前項の第1号及び第3号に掲げる委員は、各教授会の推薦に基づき学長が任命する。
- 3 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任することができる。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、第7条の委員構成を考慮の上、学長が補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第9条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、学長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(議事)

第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第 11 条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点及び動物実験等を適正に実施する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画審査申請書(様式第 1 号の 1)により、学長に申請しなければならない。また、承認された動物実験計画を変更する場合及び承認された実験実施期間を超えて動物実験等を行う場合も同様とする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
 - (2) できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件等を考慮し、動物実験等に供される実験動物の数をできる限り少なくすること。
 - (4) 科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験計画を立案する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- 2 前項に規定する動物実験計画審査申請を行うときは、福島県立医科大学動物実験計画書(様式第 1 号の 2)を作成し、当該申請書に添付しなければならない。
- 3 学長は、第 1 項の申請を受けたときは、委員会の審査を経て、その申請を承認し、又は却下すること。
- 4 学長は、申請結果通知書(様式第 2 号の 1)により、当該申請結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 5 前項に定める動物実験計画の承認期限は、最長 2 か年度まで又は組換え DNA 実験実施期間終了までの期間うち、いずれか短い方の期間とする。
- 6 学長は、動物実験実施者からの申請により、適正な動物実験計画であることを証する動物実験証明書(様式第 2 号の 2 又は様式第 2 号の 3)を交付することができる。
- 7 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。
- 8 委員は、自身が動物実験責任者又は動物実験実施者である動物実験計画書の審査に関与しないものとする。

(実験操作)

第 12 条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令及び指針等に則するとともに、できる限り実験動物に苦痛を与えないよう、特に次の各号に掲げる事項を遵守し、動物実験等を実施しなければならない。

- (1) 実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用すること。
- (2) 適切に維持管理された施設等及び設備を用いて動物実験等を実施すること。
- (3) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等を用いること。
 - イ 実験の中断や終了の基準（人道的エンドポイントを含む）に従い、安楽死処置等の適切な処置を講じること。
 - ウ 実験に供する期間をできるだけ短くする等、実験の終了時期に配慮すること。
 - エ 保温等適切な処置を採るとともに、適切に術後管理を行うこと。
 - オ 安楽死処置は殺処分指針に基づくとともに、国際的なガイドライン等に十分配慮し適切に行うこと。
- (4) 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従って行うこと。
- (5) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。
- (6) 麻薬等、規制対象となる薬物の使用及び保管等については当該法令等に基づき適切に行うこと。
- (7) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。
- (8) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (9) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

（実施結果の報告）

第13条 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき動物実験等を実施し、終了又は中止したときは、動物実験（経過・中止・終了）報告書兼自己点検票（様式第3号）により、使用した動物数、動物実験計画の変更の有無及び成果等、動物実験計画の実施の結果について学長に報告しなければならない。

2 動物実験責任者は、複数年度に渡り動物実験等を実施する場合には、動物実験（経過・中止・終了）報告書兼自己点検票（様式第3号）により、年度毎に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無及び成果等、動物実験計画の進捗状況等について学長に報告しなければならない。

3 学長は、前2項について委員会に報告するものとする。

- 4 委員会は、前項の報告があった場合、必要に応じ学長に助言をするものとする。
- 5 学長は、前項の助言を受けた場合、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じなければならない。

第6章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第14条 管理者及び実験動物管理者は、法及び飼養保管基準を踏まえた飼養保管のマニュアル(標準操作手順書)等を別途定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第15条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第16条 管理者は、実験動物の導入に当たり、法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて適切な検疫(書面検疫を含む)、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、必要に応じて実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための措置を講じなければならない。

(飼養及び保管の方法)

第17条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

- 2 実験動物管理者は、施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認を行わなければならない。

(健康管理)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかることを予防する等必要な健康管理を行うものとする。

- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかった場合にあつては、実験等

の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第 19 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うものとする。

(記録管理の適正化及び報告)

第 20 条 管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行わなければならない。

2 管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めるものとする。

3 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等及び飼養保管基準の遵守状況について、実験動物飼養保管状況自己点検票（様式第 4 号）により学長に報告すること。

(譲渡等の際の情報提供)

第 21 条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾患等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第 22 条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めるものとする。

(廃棄物の処理)

第 23 条 実験動物の飼養や動物実験等により発生した動物死体や実験廃棄物類は、本学規程に従って適切に処理しなければならない。

第 7 章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第 24 条 管理者は、飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、飼養保管施設（設置・変更）承認申請書（様式第 5 号）により、学長に申請するものとする。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、申請を承認し、又は却下するものとする。

3 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設で実験動物の飼養若し

くは保管又は動物実験等を行うことができない。

4 委員は、自身が申請者であるときは、当該承認申請書の審査に関与しないものとする。

(飼養保管施設の要件)

第 25 条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備及び飼養能力等を有すること。
- (3) 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。
- (4) 床や内壁等が清掃、衛生状態の維持等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (5) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、逸走時の対応策を定めていること。
- (6) 実験動物の汚物等を適切に処理でき、飼養保管施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生防止を図れ、飼養保管施設又は設備により騒音の防止を図れることにより、施設及び施設周辺の生活環境の保全ができること。
- (7) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第 26 条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む）する場合、管理者が動物実験室（設置・変更）承認申請書（様式第 6 号）により、学長に申請するものとする。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、申請を承認し、又は却下する。

3 動物実験実施者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室で実験動物への実験操作（原則 48 時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。

4 委員は、自身が申請者であるときは、当該承認申請書の審査に関与しないものとする。

(実験室の要件)

第 27 条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第 28 条 管理者は、実験動物の適正な管理、動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

- 2 管理者は、その管理する施設等について、飼養又は保管する実験動物の生理、生態、習性等に応じて適切に整備を行わなければならない。
- 3 管理者及び実験動物管理者は、動物実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設等の構造及び飼養又は保管の方法を確保しなければならない。

(施設等の廃止)

第 29 条 管理者は、施設等を廃止する場合は、施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届（様式第 7 号）により、学長へ届け出なければならない。

- 2 学長は、前項により廃止の届け出があった場合は、当該施設等を委員会に調査させ、その報告により廃止の承認を決定する。
- 3 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

第 8 章 安全管理

(危害等の防止)

第 30 条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等を定めなければならない。

- 2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに学長及び関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び必要な健康管理を行い、発生時には適切な措置を講じなければならない。
- 4 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。
- 5 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、相互の情報提供により、必要な指導及び報告を行うものとする。
- 6 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別に定めなければならない。
- 7 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等に関係のない者が実験動物等に接することのないよう必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第 31 条 管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地

震、火災等の緊急時に採るべき措置に関して緊急時の対応マニュアル等を別途作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者等は、緊急事態発生時において、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第 32 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めるものとする。

第 9 章 教育訓練

(教育訓練)

第 33 条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的として、次の各号に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受講させなければならない。

- (1) 法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人獣共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を整備し、保存しなければならない。

3 学長は、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が実施できるよう、必要な措置を講じるものとする。

4 管理者及び実験動物管理者への教育訓練は、関係官庁や学術団体等が開催する関係会議への出席、シンポジウムやセミナー等の受講をもって代えることができる。この場合、受講内容を教育訓練等受講報告書(様式第 8 号)により速やかに学長に報告するものとする。

第 10 章 自己点検・評価、検証

(自己点検・評価及び検証)

第 34 条 学長は、委員会に、動物実験等の実施に関する透明性を確保するために、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況について、毎年、自己点検・評価を行わせなければならない。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、そ

の結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の機関等による検証を定期的に受けるよう努めなければならない。

第11章 情報公開

(情報の公表)

第35条 学長は、本学における動物実験等に関する次の各号に掲げる情報を、適切な方法により毎年1回程度公表するものとする。

- (1) 本学における動物実験等に関する規程等、動物実験等に関する点検・評価、外部の機関等による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況
- (2) 国立大学法人動物実験施設協議会並びに公私立大学実験動物施設協議会が要請する情報公開項目
- (3) 飼養保管基準等の遵守状況の点検結果

第12章 違反時の対応

(違反時の対応)

第36条 学長は、本規程に違反する動物実験等を把握した場合には、速やかに委員会の意見を聴き、必要な対応を講じるものとする。

2 学長は、違反の内容が重大な場合には、動物実験等の中止や一定期間の禁止を命じることができるものとする。

第13章 補則

(準用)

第37条 第3条第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合は、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(準拠)

第38条 本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は、ガイドラインに準拠するものとする。

(雑則)

第39条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会が別に定め、その他必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年1月10日から施行する。
- 2 福島県立医科大学動物実験規程（令和5年1月16日規程第37号）、福島県立医科大学動物実験委員会規程（令和5年1月16日規程第38号）及び福島県立医科大学動物実験計画書審査事務処理内規（平成30年7月3日）は廃止する。
- 3 この規程の施行日より前に開始された動物実験計画は、この規程の規定に基づいて許可された動物実験計画とみなす。
- 4 第8条第1項の規定にかかわらず、この規程が施行された時の動物実験委員会委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。